令和８年（フ）第６９３号
川崎市川崎区榎町９番20―202号
債務者　畠山由美子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６９８号
川崎市宮前区神木本町１丁目22番４号
債務者　市川　　勉
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７１３号
川崎市多摩区菅１丁目８番29号　フェルミエ102
債務者　中村　悠真
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７２８号
川崎市中原区上丸子山王町１丁目1525番地　コーポ山王　205
債務者　鈴木　森介
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７５７号
川崎市高津区新作３丁目13番３―505号　新作住宅
債務者　田中なぎさ
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７６０号
川崎市宮前区有馬６―７―29第二すみれハイツ202号、住民票上の住所川崎市宮前区南野川１丁目31番５―102号　クレストフォルム鷺沼南
債務者　佐藤　拓実
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４８５号
相模原市中央区淵野辺３丁目18番４―104号
債務者　五味渕義高
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４９０号
相模原市中央区淵野辺本町５丁目６番４号
債務者　森山　　亮
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４９１号
相模原市中央区淵野辺本町５丁目６番４号
債務者　森山　ケヱ
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３２３号
静岡県伊豆市加殿75番地の１　大見アパート２号
債務者　髙橋　　敏
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４１号
京都府福知山市石原５丁目67番地
債務者　冨川　直都（旧姓坂井）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第６３号
兵庫県西脇市富吉南町249番地の12県営住宅111号
債務者　十二　恵美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第４４号
和歌山県西牟婁郡白浜町中435番地の６
債務者　井奥　貴子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第１１１号
山口県下関市宝町２番８号　ビレッジ宝町Ａ102号
債務者　脇　　英樹
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１２４号
香川県高松市太田下町1699番地１　サンビオーズ太田203
債務者　池野　早紀
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３７号
香川県高松市国分寺町国分523番地１　ＳＥＴＴＬＥハバラ203
債務者　野上　健志
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５６号
福岡県八女市黒木町鹿子生1700番地、1701番地、住民票上の住所福岡県八女市立花町山崎2046番地13
債務者　中村　智美
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係